

現場からの報告

— 言語学より言語病理学へ —

森 寿 子

一、はじめに

厚かましくも国文論稿へ投稿しようと思いついた一番の動機は、現在大学で勉強中の、そしておそらく将来自分の進むべき道を模索中の向学心に富んだ言語学ないし国語学を専攻している後輩の人々へ、その進路決定への一助となればと願い、拙文をまとめてみることにした。私自身言語学を十分に修めている訳ではなく、まして我国では言語病理学なる学問が未確立で暗中模索の状況であるから、このような文を書くことは大いに勇氣のいることである。しかし、若くて血気盛んな向学の徒に、我々の隊列へ一人でも参加してもらいたく、今、私が行っている仕事を紹介することとした。

二、聴能言語士の業務と必要な教育的背景

(1) 聴能言語士とは？

言語は人間の精神生活にとって不可欠のものであるが、

この世の中には先天的・後天的理由でその言語機能が障害された人々がたくさん存在する。いわゆる「言語障害児・者」であるが、その数はわが国では五〇万〜五〇〇万（統計をとることが難しく推定数なので、研究者により幅がある。）存在するといわれている。言語障害の種類には次のようなものがある。①精神発達遅滞、情緒障害、言語環境の不適切さなどによる「言語発達遅滞」、②口唇・口蓋裂による障害、③聴覚障害によるもの、④脳性マヒによるもの、⑤構音障害、⑥失語症、⑦吃音、⑧声の異常など。

聴能言語士とは、こうした言語障害児・者を「診断」（何の原因でものが言えないのか）し、言語障害の程度を「評価」し、それによって相談・治療・指導を行い、言語障害児・者に言語によるコミュニケーション能力を習得（再習得）させ、彼らの社会的適応・復帰への援助をすることを業務とする専門職の呼称である。その対象は乳幼児〜老人にいたり、かつ取り扱う障害も前述①〜⑧と多岐にわたり、そのため聴能言語士には広範でかつ高度の専門知識と技術が要求される。

(2) 聴能言語士に必要な教育的背景

具体的にはどのような教育が必要であろうか。それを外国と我国の実情と比較しながら見ると次のようである。

① アメリカの状況

一九八一年八月に国際音声言語学会がまとめた資料によると、世界では四一カ国にこの業務を対象とする養成校が総数四六一校あり、うち三九一校（八五％）が大学または大学院に、残り一五％が特別な養成校に設置されている。そのうち、資格・養成制度はアメリカが最も進んでおり、世界の人口の大半をかかえるアジア・アフリカは最も遅れており、日本もまた例外ではない。

では、アメリカにおける資格・養成制度とはどのようなものであろうか。アメリカで Speech Therapist ないし Audiologist（前者は言語障害全般、後者は聴覚障害者ならびに聴覚機能の診断・評価を主として取り扱う。）の資格をとるためには、大学院修士課程修了の後一年間の臨床実習を終了することが義務づけられている。それらをすべて終了すると「アメリカ言語聴覚協会」の資格認定試験を受験する資格ができ、試験に合格してはじめて一人前の臨床家としての資格を与えられる。

大学または大学院では、基礎として、解剖学や生理学等の「医学系の単位」、言語学や音声学等の「言語科学系の単位」、発達・認知に関する「心理学系の単位」、音響工学等の「工学系」、「社会学系」、「教育学系の単位」を幅広く履修し、更に前述①～⑧の各障害に関する「言語病理学各論」・「聴覚学」等を履修し、加えて一年間の臨床

実習で実際に患者に接することで「知識」のみならず治療「技術」を生体験から習得できるよう編成されている。

ここまでが Speech Therapist または Audiologist になるための必須科目であるが、その上の勉強を更に行いたいものには、博士課程があり（Ph.D.の称号が与えられる）臨床と研究が直結しうる制度となっている。一九八一年現在このようにして養成された有資格者が全米に約四万人存在するといわれている。これらの人々は、教育からも医療からも独立した専門職として医療・福祉・教育の場で独自の業務を行っている。

②わが国の状況

わが国には、アメリカに留学して言語病理学者の資格を得た人々によって昭和三十年前後よりこの業務が導入され、まだ一四世紀しか経過しておらず歴史が浅く、欧米に比して著しい遅れがある。その遅れの一因としてわが国特有の縦割行政が災いしていると考えられる。教育は文部省に、医療・福祉は厚生省に管轄されているわが国の実情では、その働く場によって専門家としての教育の背景や免許・専門家としての知識や意識が異り、なかなか「聴能言語」の「専門家」としての質的統一が難しい。

すなわち、現在、教育の場には「ことばの治療教室」・「難聴学級」と呼ばれるものが全国に約七〇〇校あり、

三〇〇〇人〜四〇〇〇人の教師がそこで働いている。これら教師のための養成大学が六校、大学卒業後勉強する専攻科が四校、全国にあるが、実際には、そこを卒業した専門家は少く、専門家としての訓練を受けていない、教員免許状を有するだけの一般教師が多数働いている。又、専門の大学もその内容を見ると「教員養成」に主眼がおかれすぎ（わが国ではアメリカと異り、学校で働くためには「教員免許」が必要のため）、「聴能言語」の専門家養成のための単位数が少く、「専門家」の資質の点で大いに問題がある。

一方、医療・福祉の場で働く人のためには、国立身体障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）の中に大卒者を対象に一年間の専門教育を行う「聴能言語専門職員養成所」がある。そこは昭和四六年に開設され、毎年二〇名の専門家が養成されている。毎年二月に入所試験が行われるが定員二〇名に対して二五〇人〜三〇〇人の受験者があり狭き門である。受験生の多くは、言語学、心理学、教育学、英語学（アメリカで最も発展しているせいか）を大学で履修したものが多く、そして幸いにも卒業後の就職先はほぼ確実にある。又、この他にお茶大・東北大・筑波大には修士〜博士課程があり、その卒業生も医療・福祉機関で多く働いている。しかし、残念なことに現在わが国には「聴能言語士」の国家資格がないため、十分な身分保証がな

れず、患者の側からのニーズが高いにもかかわらず、この業務が公の場で学問的に発展する道が保証されていない。又、国家資格がないことを口実に、博士号を持つ人が一方で働いているかと思えば、他方では、雑多な教育的背景をもつ者が専門家としての十分な研修もつまずき職務に従事している、アンバランスで、なげかわしい一面もある。

この現状を是正するため、昭和五〇年に現職従事者の団体である「日本聴能言語士協会」が設立され、現在約八〇〇名の会員が所属している。その会員の九〇％は大卒または修士課程ないし博士課程修了者である。にもかかわらずわが国では医療の場では医師法の関係でなかなか業務の専門性にふさわしい資格・養成制度が実現しがたいため、アメリカの制度にまねて今後は「聴能言語士」の資格を「協会認定」の形で行い、一定の専門家としての質的レベルを保つ努力を行う方向へ進まざるをえないだろうと考えられる。

現在、医療・福祉の場で働く者は推定一〇〇〇名は存在すると考えられている。

これらの人は「日本音声言語医学会」「日本オーソロジ学会」「日本聴能言語学会」「日本リハ学会」「日本口蓋裂学会」等へ所属し、研鑽をつんではいるが、数においても資質においても欧米に比し全体のレベルは著しく見劣りすることは否めない。わが国においてはこの業務は前

途多難ではあるが、そのため逆にやり甲斐のある未開拓の分野であることも事実である。

三、今後の展望とむすびのことは

以上のような問題を持つ反面、幸いにもこの業務は言語学・心理学・教育学・工学・医学等の学問と深いかかわりがあり学際的知識を必要とするため、「言語病理学」のための学部はなくとも関連する学問分野の側面からの援助をうけて、今後はますます発展するだろうと考えられる。言語学者の中にも最近ではこの業務に興味をよせる人が続出し、大学院の講座の中にくみこまれようとしている大学も数校ある（国際キリスト教大学・上智大学等）。

私自身、江実教授に教えを受け、遠大な言語学のほんのすそ野をかじったことが縁でこの業務に入ったが、今ではこの仕事の面白さのとりこになっている。江教授は一九五九年に「児童の言語発達について」の論文を発表された（言語研究三六号）。以来二〇数年が経過するが、私の研究テーマもまた、師にならって障害乳幼児の言語獲得の過程を解明することである。特に、音声言語獲得において、「聴覚」および「知能」の各因子がどのように関与するかを具体的に明らかにしてゆくことが当面の課題である。これを生涯の研究テーマとし、何らかの形ある解答を出したいと臨床と研究に励む昨今である。言語学は言語病理学に、

言語病理学は言語学に、お互いに学びつつ発展してゆくことが望ましく理想であると考える。どうぞ、若くて有能な研究者が、この業務と学問の発展のためには一生をささげてもいいと考える後輩の人々が、一人でも誕生することを切望する。又、近い将来、母校の言語学の講座の中にとえ一講座でもいい言語病理学に関する講座が開かれることを衷心より願うものである。

参 考 文 献

- (1) 柴田貞雄・言語障害のリハビリテーション、音声言語医学、一三、四四～五三、一九七二。
- (2) 日本聴能言語士協会…ことばの障害児・者対策を早急に、一九七九。
- (3) 笹沼澄子…専門職の養成(1)―言語治療士、ジュリスト、三七六～三七八、一九八一。
- (4) 田口恒夫…欧米における言語障害治療の現況、言語障害治療学、二一三～二三三、医学書院、一九六六。
- (5) 竹内愛子…聴能言語士の養成・資格制度について、月刊言語、八一二、六八一七五、一九七九。
- (6) 笹沼澄子編…ことばの遅れとその治療、大修館書店、一九七九。
- (7) 笹沼澄子編…失語症とその治療、大修館書店、一九七九。

(8) 日本聴能言語士協会会報・聴能言語業務についての実

態調査報告書、四九七、一九八〇。

(9) 今井邦彦編・言語障害と言語理論、大修館書店、一九七九。

(10) 江実・児童の言語発達について——ジュネーブ、ミネソタ、岡山調査を通してみた——言語研究三六、三三—三九、一九五九。

(川崎医科大学附属川崎病院)

耳鼻科聴覚言語外来勤務・聴能言語士)

『岡大國文論稿』バックナンバー

左記の各号はまだ残部がありますので、御入用の向きは
國語国文学研究室宛お申込みください。

創刊号・第二号(以上若干)・第三号・第四号・第七号
・第八号・第九号・第十号

岡大國文論稿第十一号原稿募集

十号特集号は、特集にふさわしく、多数応募下さいまし
た。十一号も引続き多数の応募をお待ちしております。

昭和五十七年十月末日まで、四百字詰原稿用紙三十枚
守の上、御送付下さい。

新刊紹介

守屋俊彦著 『古事記研究——古代伝承と歌謡』

鈴木武晴

本書の内容を目次によって示すと次の通りである。

1 剣の呪——物部伝承考——

大久米命の役目——久米部の伝承——

久米の仙人——久米伝承の径路——

沙本毘売の物語について——その古代的基盤——

出雲建が 佩ける力

倭建命の葬送物語

II

黒日売の饗宴

山代の歌と丸邇氏

「御諸の その高城なる」(六〇)の歌をめぐって

女鳥王物語の原型

軽太子と軽太郎女

赤猪子の話——三輪伝承考——